船舶事故調査報告書

令和８年９月１６日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和７年１２月７日　１１時００分頃
発生場所	愛媛県松山市野忽那島南東方沖 野忽那島灯台から真方位１２５°１，５００m付近 （概位　北緯３３°５７．５′　東経１３２°４２．６′）
事故の概要	漁船邦丸は、航行中、また、プレジャーボート楽邦丸は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和８年１月９日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	 Ａ　漁船　邦丸、１．８トン ＥＨ３－２３８８２（漁船登録番号）、個人所有 第２８１－２５７６９号（船舶検査済票の番号） Ｂ　プレジャーボート　楽邦丸、５トン未満（長さ５．３７m） ２８１－３４４４８愛媛、個人所有
乗組員等に関する情報	Ａ　船長Ａ、二級小型・特殊・特定 Ｂ　船長Ｂ、二級小型
負傷者	Ａ　なし Ｂ　軽傷　１人（船長Ｂ）
損傷	Ａ　船首部外板に擦過傷 Ｂ　左舷中央部外板に破口等（写真１参照） 写真１　Ｂ船の損傷状況（船長Ｂ提供）
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　南西、風力　２、視界　良好 海象：海上　平穏、水温　約１８℃
事故の経過	Ａ船は、船長Ａが１人で乗り組み、一本釣り漁の目的で、松山市和気町の船だまりを出航して漁を行い、漁場を移動するため、野忽那島南東方沖を南西進していた。 船長Ａは、船体中央部船尾寄りにある操舵区画で手動操舵の操船に

当たり、約１３．５ノットの対地速力でＡ船を南西進させていた際、周囲に航行の支障となる他船を見掛けなかったので、漁で使用する仕掛けを自身の足下に置き、立ったり、座ったりしながら、下を向いて仕掛けの調整をしていた。

船長Ａは、船首方至近にＢ船が存在することに気付いて、主機のスロットルレバーを中立としたが、Ａ船の船首部とＢ船の左舷中央部とが衝突した。

船長Ａは、Ｂ船の乗船者（船長Ｂ及び同乗者（以下「同乗者Ｂ」という。））の救助に当たり、Ａ船に自力で這い上がった船長Ｂと共に、同乗者ＢをＡ船上に引き上げた。

（図１　参照）

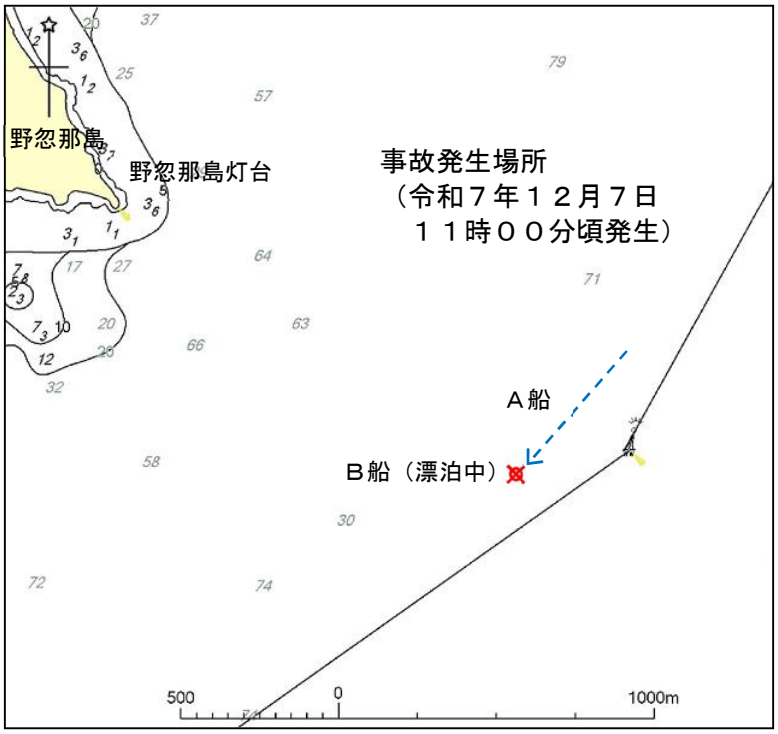

図１　事故発生場所概略図

Ｂ船は、船長Ｂが１人で乗り組み、同乗者Ｂを乗せ、釣りの目的で、松山市興居島北方沖の釣り場に向けて、和気町の船だまりを出航した。

Ｂ船は、釣り場を数回移動した後、野忽那島南東方沖の釣り場に到着して、船首を南南東に向け船外機を停止して漂泊し、船長Ｂが右舷船尾部で、同乗者Ｂが右舷船首部で、それぞれ右舷方を向き、釣り竿を出して釣りを始めた。

船長Ｂは、左舷方約３００ｍに南西進しているＡ船を視認したが、Ａ船のことをＢ船付近で釣りをするために移動してくる船と思い、また、Ｂ船付近を航行する他船が漂泊中の自船を避けていたので、Ａ船も自船を避けて航行すると思い、釣りを続けた。

船長Ｂは、Ｂ船に接近してくるＡ船を約５０ｍに認めて衝突のおそ

	れを感じ、右舷船首部の操縦席に移動してＢ船を前進させようとしたが、Ａ船がＢ船の操縦席付近に向かってきていると感じ、操縦席に向かうのをやめ、Ａ船に向かってＢ船がいることを知らせようと「おーい」と叫んだ。 同乗者Ｂは船長Ｂの声を聞いてＡ船に気付き、船長Ｂが船尾方へ、同乗者Ｂが右舷方へ飛び込んだ後、Ｂ船とＡ船とが衝突した。 船長Ｂは、Ａ船まで泳いでＡ船上に這い上がり、船長Ａと共に同乗者Ｂをａ船上に引き上げた。 船長Ｂは、自身の携帯電話が水没したので、同乗者Ｂの携帯電話で１１８番通報した。 船長Ｂ及び同乗者Ｂは、海上保安庁のボートに移乗して和気町の船だまりへ搬送された。 Ｂ船は、Ａ船によって和気町の船だまりへえい航された。 船長Ｂは、後日、病院を受診し、右母趾打撲と診断された。 Ａ船は、航行中、船首が浮上し、船首方に死角が生じていたが、船長Ａは、南西進中、死角を補う見張りを行っていなかった。 Ｂ船には音響信号装置が装備されていた。 船長Ｂは、本事故以前に漂泊して釣り中、他船の接近によって衝突のおそれを感じた際、自船を移動させたことがあった。 Ａ船及びＢ船の乗船者は、救命胴衣を着用していた。
分析	(1)　Ａ船 ①　Ａ船は、船首浮上による死角が生じた状態であったものと考えられる。 ②　船長Ａは、船首方の死角を補う見張りを行っていなかったことから、前路で漂泊中のＢ船に気付かず、航行の支障となる船舶はいないと思い、漁で使用する仕掛けを自身の足下に置き、下を向いて調整していたものと考えられる。 ③　①及び②から、船長Ａは、前路で漂泊中のＢ船に気付くのが遅れ、主機のスロットルレバーを中立位置としたが間に合わず、Ａ船はＢ船と衝突したものと考えられる。 (2)　Ｂ船 ①　船長Ｂは、Ａ船を視認した際、Ａ船が自船を避けて航行すると思ったことから、釣りに意識を向けて漂泊を続けたものと考えられる。 ②　船長Ｂは、釣りに意識を向けてＢ船の漂泊を続け、視認したＡ船の動静を継続して監視していなかったものと考えられる。 ③　①及び②から、船長Ｂは、Ａ船との衝突の危険性に気付くのが遅れ、衝突を避けるための動作を採ることができず、Ｂ船はＡ船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、Ａ船が南西進中、Ｂ船が漂泊中、船長Ａが、見張りを適

	切に行っていなかったため、Ｂ船に対する避航動作が遅れ、また、船長Ｂが、Ａ船の動静を継続して監視していなかったため、Ａ船に対する避航動作を採ることができず、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・小型船舶の船長は、操船中、船首浮上によって船首方に死角が生じる場合、体を左右に動かす又は船首を振るなどして、死角を補う見張りを適切に行うこと。 ・小型船舶の船長は、操船中、周囲に他船等が見当たらないからといって他の作業に意識を集中することなく、見張りを適切に行うこと。 ・小型船舶の船長は、漂泊中においても、特定の作業に意識を向け過ぎず、常時、周囲の見張りを適切に行い、必要に応じて音響信号装置を使用したり、機関を始動して移動したりするなど、衝突を避ける措置を採ること。 ・小型船舶の乗船者は、万が一の落水に備え、携帯電話を防水ケースに入れて常に携行し、緊急時の連絡手段を確保しておくこと。